

第1回 横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会会議録	
開催日時	令和8年4月8日(水) 14時～15時30分
開催場所	栄区役所本館4階 2号会議室
出席者	海野由喜代委員、川邊保孝委員、中野恵子委員、細田利明委員、矢合正広委員 (計5名)
欠席者	なし
開催形態	公開、ただし議題3以降は非公開(傍聴者5名)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長選出 2 会議の公開・非公開について 3 選定スケジュールについて 4 指定管理者公募要項、指定管理業務特記仕様書、指定管理者業務の基準、管理業務仕様書について 5 評価基準項目及び採点方法について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員の互選により、川邊委員を委員長に選出した。また、矢合委員を委員長職務代理者に指名した。 2 会議の公開・非公開について、次のとおり決定した <ul style="list-style-type: none"> ・第1回選定評価委員会：公募内容の事前漏洩を防ぎ、公平性を期すため、議題3以降の内容を非公開とする。 ・第2回選定評価委員会：応募団体の面接審査等については、他の団体を別室で待機させた上で公開とし、委員による審査・採点については、非公開とする。 3 選定スケジュールについて、原案のとおり決定した。また、第2回選定評価委員会の日程を令和8年7月29日(水)に決定した。 4 指定管理者公募要項、指定管理業務特記仕様書、指定管理者業務の基準、管理業務仕様書について、委員会の意見を反映し、一部修正のうえ決定することとした。 5 評価基準項目及び採点方法について、原案のとおりとする。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長選出について 委員からの推薦により、川邊委員が委員長に選出された。 川邊委員長より、職務代理者として矢合委員が指名された。 2 会議の公開・非公開について 第1回委員会においては、公募内容の事前漏洩を防ぎ、公平性を期すため、議題3「選定スケジュール」以降を非公開とする、また、第2回委員会においては、応募団体の面接審査等については、他の団体を別室で待機させた上で公開とし、選定委員による審査・採点については、適正な審査が阻害される恐れがあるため非公開とする事務局案について説明があり、案のとおり決定した。 3 指定管理者選定スケジュール 選定スケジュール(第2回指定管理者選定評価委員会は、7月29日(水))について事務局案の説明があり、案のとおり決定した。

4 指定管理者公募要項、指定管理業務特記仕様書、指定管理者業務の基準、管理業務仕様書について

公募要項等について、事務局案の説明があり、委員から、主に次の意見が出された。

<スポーツセンターの開館時間について>

(委員)

仕様書では開館時間が9時～22時となっているが、実際には日曜・祝日は7時30分から開館している。公募要項に記載しないのか。次期指定管理者が要望しなければ、早朝開館は行われぬのか。

(事務局)

開館時間の延長は、区の承認を得て可能になるため、次期指定管理者においても申請があれば同様に対応が可能である。

<自主事業について>

(委員)

スポーツセンターは、開館時間外にしか自主事業を行うことができないとすると、実施時間が限られており、実質的に行うことが難しいのではないかと。

(事務局)

スポーツセンターでは、スポーツ教室等の講座を指定管理業務の中で実施することになっており、元々、そこで様々な事業を実施していくことになっている。一方、公会堂は貸館が中心で、指定管理業務で実施する事業があまり想定されていないため、開館時間外を含め、自主事業として事業を実施していくことになる。

<公会堂の和室の稼働率・利用促進について>

(委員)

- ・高齢化が進み、正座や靴の脱ぎ履きも負担となるため、和室を嫌がる利用者は多い。和室の利用促進は実際には難しいのではないかと。
- ・柔道場でヨガやピラティスなどを実施している例もあるが、和室の利用用途に制限はあるのか。応募者に制限の有無が伝わる書き方になっているのか。
- ・和室の稼働率・利用促進に関する記載は、今回新たに公募要項に追加されたものか。

(事務局)

他施設でも和室の稼働率低下は共通の課題である。指定管理者からの提案を踏まえて検討していきたい。和室の利用用途について、具体的な制限の記載はない。実際の運用は、指定管理者と区との協議により決定することとなる。和室の稼働率・利用促進に関する記載は、これまでの利用実績を踏まえ、次期指定管理に向けた課題として公募要項に追加した。改善策や工夫について、応募団体からの提案を期待している。

<指定管理業務について>

(委員)

列挙している業務について、スポーツセンターと比べて公会堂の業務が少なく、両者に差がある。公会堂では、自主事業の自由度を上げるねらいがあるのか。また、スポーツセンターの業務には障害者支援に関するものがあるが、公会堂では記載がない。含まれているという認識でよいか。

(事務局)

スポーツセンターは教室等の事業の実施を前提として設置されている。一方で、公会堂は活動や交流の場の提供が主であり、各種事業については自主事業で実施していくという考え方になっている。また、障害者支援については、公会堂業務にも含まれており、運営上対応していく。

5 評価基準項目及び採点方法の検討

事務局より、評価基準項目、採点方法について説明があり、委員から、主に次の意見が出された。

(委員)

- ・ 3の(5)「安定性」と4「安全管理」の評価内容が重複している可能性があるため、整理した方がよい。
- ・ 1の(1)「施設の管理運営の基本方針」に記載されている財務状況が健全かどうかについては、(3)「安定的な経営体力と適正な経営情報開示」で評価する方が望ましい。

(委員)

- ・ 11の(4)「自主事業の実施」の評価配点(5点/148点)は、提案を促すインセンティブとしては弱いのではないか。この配点は、他の施設でも一般的な設定なのか。

(事務局)

条例所管局が示す標準的な考え方をベースにしている。委員会での検討を踏まえ、配点を見直すことは可能。自主事業そのものの評価は、11(4)で評価となるが、取組姿勢や内容については、1の(1)「施設の管理運営の基本方針」等他の項目で評価することもできる。

(委員)

特に、公会堂については、稼働率向上、平日の利用促進が課題とされているため、課題解決につながる提案を適切に評価できる配点や項目設定が望ましい。

(委員)

スポーツセンターは、指定管理業務の着実な遂行を重視しており、公会堂は、自主事業の展開にも期待しているという認識でよいか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

公会堂の自主事業について、平日は空いていても、土日は争奪戦になって

	<p>いる。平日の活用方法を提案してもらえるとよい。</p> <p>(委員) 稼働率向上の提案については、どの項目で評価することができるか。</p> <p>(事務局) 5の(2)「広報・利用促進活動」で評価が可能。</p> <p>(委員) スポーツで言えば、部活動の地域移行という流れがある。市として進めていく施策だと思う。スポーツ施策等の視点を「本市の重要施策を踏まえた取組」の中で表現できるとよい。</p> <p>これらの意見を踏まえ、委員長と事務局で最終調整を行い、その内容については委員長に一任することが了承された。</p>
資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会委員名簿 2 横浜市公会堂条例 3 横浜市スポーツ施設条例 4 横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 5 横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会運営要綱 6 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋） 7 選定スケジュール 8 横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター第5期指定管理者公募要項 9 横浜市栄公会堂第5期指定管理業務 特記仕様書 10 横浜市栄スポーツセンター第5期指定管理者 業務の基準 11 横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター管理業務 仕様書 12 評価・採点方法について
特記事項	第2回指定管理者選定委員会は7月29日（水）に開催する。